

市民活動推進補助制度の見直しについて

1 見直しの背景

協働も見据えた市民活動全般に対する市の施策の推進が求められている。
基金残高が減少し、制度の維持が困難となる見込みである。

2 現制度の課題・指摘事項

これまでにいただいたご意見は次のとおりである。

- ①連続して補助の申請がある場合、前年度の実績報告より先に次年度の補助の決定をしてしまふ。実績報告書の今後の展望や実施報告会での指摘を次年度事業に反映することができない。
- ②特にステップアップ支援について、補助率が高く、資金確保面での工夫がみられにくく、団体活動の継続性の審査が難しい。
- ③事業性の高い又は既に十分自立しており、自前の資金でも十分新しい事業にチャレンジできる団体に対しても補助をしている。
- ④企画書類の量が極端に多く、通読に負担が大きい（申請内容が掴みづらい）場合がある。
- ⑤制度の見直しについては上限額の引き下げありきではなく、企画事業に対して適正な費用であるかという視点での審査が必要である。
- ⑥審査の視点について、「継続性」や「地域性」、「公益性」、配点が10点の項目を中心に総合的に見直すことが必要である。

3 見直しの方向性

本制度の位置づけを整理するとともに、必要な調整を行う。

4 本制度の位置付け

本制度は市民活動の初期から中期をメインターゲットとし、市民活動団体の実施する事業への支援を通して、当該団体の成長とそれに伴う地域課題の解決を推進する。

5 見直しの内容

現制度の課題・指摘事項を踏まえた見直しの内容は次のとおりである。

- ①事業実施後に指摘事項に対するフォローアップを市とサポセンで行う。
 - 連続での申請を認めないこととする。
 - 施行は令和5年度実施事業の団体から適用する。
- ②ステップアップ支援枠での補助率を段階的に引き下げる。
 - より資金確保策を講じている（継続性が見込める）団体に対して複数回の補助をする形とする。
 - ステップアップ支援枠での補助率を80%、70%、60%と引き下げる。
- ③ステップアップ支援枠での補助限度額を引き下げる。
 - 補助限度額が60万円では、現在の制度よりも自己資金を多く持っている団体でなければ

ば補助限度額での申請が困難となる。

→補助限度額を50万円に引き下げ、補助限度額を申請できる事業規模を抑制する。

④評価方法は次のとおりとする。

→つぎのとおり選考の視点を見直す。

現状	見直し案
「公益性」 「地域性」	「公益性」＋ニーズの視点 (削除)
「事業実現性」 「先駆性」	「事業実現性」＋創意工夫 (削除)
「継続性」	(削除) ※補助率を段階的に引き下げることで、自己資金の確保の考え方を可視化し、「自立性」、「事業実現性」の項目で評価する。

→スタート支援、ステップアップ支援とも、「公益性」のみの平均が満点の6割を下回る場合は無条件で補助対象外とする。

→「公益性」、「発展性」、「費用の妥当性」を各5点に変更する。

→「公益性」のみ集計時に点数を2倍にする。

以上①～④をまとめると次のとおりとなる。

	現状	見直し案
スタート支援	選考の視点：3つ 公益性 (10点) 発展性 (10点) 費用の妥当性 (10点) 点数： <u>30点</u>	選考の視点：3つ 公益性 (5点) × 2 発展性 (5点) 費用の妥当性 (5点) 点数： <u>20点</u>
ステップアップ支援	補助回数：3回 補助率：1回目8割 <u>2回目8割</u> <u>3回目8割</u> 補助限度額： <u>60万円</u> 評価の視点： <u>8つ</u> 公益性 <u>(10点)</u> 発展性 <u>(10点)</u> 費用の妥当 (5点) <u>地域性 (5点)</u> <u>先駆性 (5点)</u> 事業実現性 (5点) 自立性 (5点) <u>継続性 (5点)</u> 点数： <u>50点</u>	補助回数：3回 補助率：1回目8割 <u>2回目7割</u> <u>3回目6割</u> 補助限度額： <u>50万円</u> 評価の視点： <u>5つ</u> 公益性 <u>(5点) × 2</u> 発展性 <u>(5点)</u> 費用の妥当性 (5点) 事業実現性 (5点) 自立性 (5点) 点数： <u>30点</u>

⑤企画書の枚数と掲載必要項目を明確にする。

→企画書は、団体概要書1枚。事業計画書3枚までとする。

→各評価の視点に関する記述を必須とする。これに伴い、団体のサポート用に事例集や記載例を見直す。

→ステップアップ支援については、具体的にどういうステップアップをしたいのか、これまでに当制度の補助を受けたことがある団体については、その時の指摘事項についてどのように対応したのか記載することを必須とする。

6 その他検討事項（補助の対象について）

①ノートPCやタブレットの購入について

Q. 動画編集等を目的にPC等を購入したい。

A. ノートPC若しくはタブレットの購入が事業遂行上必須であり、それなしでは事業を実施できないと認められるとき、補助対象と認める。

申請にあたっては、必要な機能及びスペックを記載し、購入予定の機種が事業遂行上最低限必要な基準を満たしていることを示すこととする。

②人件費について

Q. 団体内メンバーの人件費を認めてほしい。

A. 本制度では、運営費の支出を認めていないことから引き続き対象外とする。

③活動場所について

Q. 臨時で借りる農地等の賃借料を認めてほしい。

A. 事業実施日についてのみ日割りで認める。

Q. 臨時で借りる空き家の賃借料は認めてほしい。

A. 臨時でも事務所機能を有する場合は不可とする。事務所機能がない場合は、事業実施日についてのみ日割りで認める。光熱水費等についても、事業内で使用したと確実に証明できる証拠（領収書等）を提出できる場合のみ認める。